

「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について（案）」 についての意見・情報の募集の結果について（案）

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象

天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について（案）

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月26日（金）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果

（1）御意見提出者数

- | | |
|-------------------|----|
| ・電子政府の総合窓口（e-Gov） | 3通 |
| ・郵送 | 0通 |

（2）御意見の延べ総数 3件

(別紙)

「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する考え方（案）

	御意見	御意見に対する考え方
1	微生物や、害虫の天敵を使う場合も、農薬扱いされていますが、化学農薬とは違い、無差別に他の生物に影響を与えたり、残留物がヒトに影響を与えるものとは違いますので、登録時の審査は簡素な基準でいいのではないのでしょうか？	ご意見ありがとうございます。 農薬取締法上「天敵（天敵農薬及び微生物農薬の総称）は、これを農薬とみなす」とされており、天敵農薬についても最新の科学的知見に基づき農薬の安全性その他品質に関する審査を行っています（農薬取締法第2条第2項、第3条第4項）。 天敵農薬は化学農薬と異なり、その生物学的特性から好適な環境においては増殖するという性質があります。天敵農薬については、人畜の病原性を媒介する可能性や刺咬等の攻撃性を有する可能性、標的外生物への影響等の観点からの評価が必要と判断し、今般、天敵農薬の登録申請において提出すべき資料についての通知案を整備したところです。
2	慢性的な影響を評価するようにお願いします。グリホサート系の農薬は慢性的に発がん作用があることは論文等も出ており海外では常識ですが、日本国内においてはあまり認知されておらず規制が諸外国に比べて緩い状況です。これを反省し本件においては慢性的影響を予め評価するとともに、後から明らかになることがあれば速やかに規制を厳格にしたり、諸外国の規制で最も厳しい基準に合わせるように予め処置容量を定めることを盛り込んでください。また、遺伝子組み換え生物は生態系や健康への影響が未知数なので規制を厳しくしてください。最低でも諸外国並みにしてください。	ご意見ありがとうございます。 天敵農薬については、天敵生物の人に対する影響は化学農薬の慢性影響とは大きく異なると考えております。天敵生物の生物学的特性を踏まえた評価方法により評価を行うため、生物・生態学分野に高い知見を有する専門家で構成する農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会天敵農薬分科会の意見を聴いて、審査を行うこととしています。その際、海外評価機関の評価結果等の情報収集も行い、それらも参考に審議を行います。 なお、遺伝子組換え生物等の場合は、遺伝子組換え生物等に係る関連法令等により規制措置を講じることとなります。
3	（別紙1別添）1（2）丸1：薬害試験は「省略可」ではないのでしょうか。（同農薬・同使用方法で薬害は確認済みで、適用病害虫を追加するだけのため）	天敵農薬の場合、追加される適用病害虫によっては、天敵生物の食性等に影響を及ぼすことで薬害が生じる可能性があるため、薬害試験の実施を求めています。